

# 農業委員会からのお知らせ

## 「農地流動化のための調査」ご協力をお願い

一昨年度より実施の「農地流動化のための調査回答票」を、本号と同時に配布します。農地の賃貸及び売渡し等の申し出があった場合、受け手の対象者の情報提供を円滑に行うことを目的とした調査ですので、ご協力をお願いいたします。

## 砂川市への建議について

平成22年11月30日（火）、農業委員会奥山会長と小林代理が、市長へ平成23年度の農業振興について建議書を提出しました。【写真：右】

各関係団体からの意見も含め、5つの大きな項目について建議しています。



## 空小5年生の稲刈り体験

空知太小学校の5年生が『食』と『農』の総合的な学習の一環として、先の田植えに続いて平成22年9月に稲刈りの体験

【写真：左】をしました。この後、精米したお米は、カレーライスを作って食べたそうです。みんなで育てた「ゆめぴりか」、きっとおいしく食べられたことでしょう。

## 認定農業者の認定を受けましょう

国の各種支援策は、認定農業者に対して重点的に行われます。

詳細は農政課へお問い合わせください。

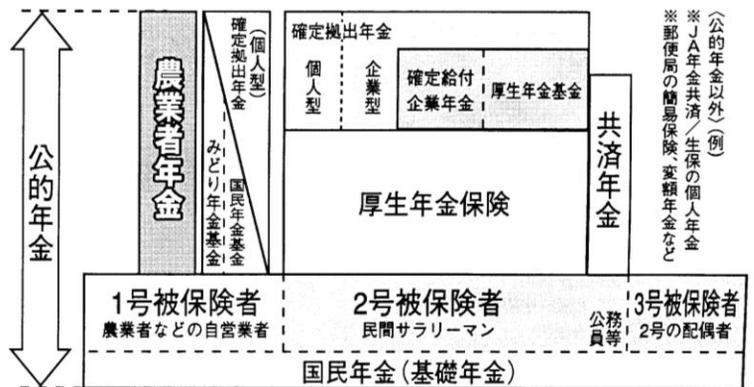
## 農業者年金に加入しませんか

加入申込み、お問い合わせ等は、**農業委員会事務局 (54-2121内線250)** または、**新砂川農業協同組合 営農課 (54-3181)** まで

**家族一人ひとりの加入が大切**



## 老後生活を支える公的年金制度



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

## 農地転用には許可が必要です(不許可となる場合もあります)

- 農地を
- ▶住宅、工場、店舗、学校、病院等の施設用地にしたい
  - ▶道路、水路等の用地にしたい
  - ▶青空駐車場として利用したい
  - ▶農業用施設を建てたい
  - ▶一時的な資材置き場にしたい
  - ▶作業員仮宿舎を設置したい
  - ▶砂利採取場としたい

こんなときには.....農業委員会事務局(54-2121内線250)までご相談ください。